

## 市会事務局広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 市会事務局における広告掲載基準及び手続については、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）及び名古屋市広告掲載基準（以下「市基準」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か市会事務局広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 市会事務局が作成する印刷物
- (2) 市会事務局が所管するウェブサイト
- (3) その他市会事務局が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 市要綱第4条、市基準第2及び第3に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なうと認められるものは広告掲載を行わない。

2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告を掲載する広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込手続

(6) 広告の選定方法

(7) 広告掲載手続

(8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告の募集は、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、前条の募集要領に定める手続により申込みを行う。

(広告掲載の決定)

第6条 所管課の長は、この要綱及び第4条第1項の募集要領に基づき、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定するものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

2 前項の決定を行うにあたり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

(広告掲載料の納付等)

第7条 広告掲載者は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括して前納するものとする。

2 所管課の長は、前項の広告掲載料の納付を確認した後、広告掲載手続を行うものとする。

(広告原稿の提出)

第8条 広告の原稿は、広告掲載者の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告等の内容」という。）が、第3条第1項に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告掲載者に対し、その広告等の内容の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告掲載者は、指定された期日までに広告等の内容を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告掲載の決定を取り消すものとする。この場合において、所管課の長は広告掲載者にあらかじめその旨を通知しなければならない。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
- (3) 前条の規定による広告等の内容の改善が図られない場合
- (4) その他広告掲載が不適当であると認める場合

2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、既に納付済の広告掲載料は返還しない。

3 所管課の長は、広告掲載の取消しの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、第2条第1号の印刷物の印刷終了後を除く。

2 広告掲載者は、広告掲載を取り下げる場合は、所管課の長に速やかに書面により申し出なければならない。

3 前条第2項の規定は、広告掲載者が広告掲載を取り下げた場合において準用する。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載期間を設定した場合において、広告掲載者の責に帰さない事由により、15日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなったときは、納付済の広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日から、広告の掲載を再開した日の前日までの日数に、広告掲載料の月額額の30分の1を乗じた額とする。

3 前項の場合における広告の掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

4 前3項により広告掲載料を返還することが適当でないと所管課の長が認め

る場合は、所管課の長は広告掲載者と協議の上、広告審査会の承認を得て、広告掲載料の全部又は一部を返還しないことができる。

(広告掲載者の責務)

第13条 広告掲載者は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告掲載者は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、全て自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告掲載者は、広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告等の内容に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告掲載者は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告掲載者は、自己の責に帰すべき事由により、広告内容の変更又は広告の取下げを行う必要がある場合は、その際生じる全ての経費を負担するものとする。

(市会事務局広告審査会の設置)

第14条 次に掲げる事項について審査するため、広告審査会を設置する。

(1) 第2条の広告媒体の承認に関する事項

(2) 第6条第1項の広告掲載の可否及び広告掲載者の承認に関する事項

(3) 第10条第3項の広告掲載の取消しの可否の決定に関する事項

(4) 第12条第4項の広告掲載料の返還に関する事項

(5) その他広告媒体への広告掲載を適正に行うために必要な事項

2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長は、必要に応じて指名する職員を委員とすることができる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 委員は、広告媒体の所管課の長として当該広告に係る承認を受けようとするときは、当該広告に係る審査をすることができない。
- 10 広告審査会の庶務は、市会事務局総務課が処理する。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告掲載者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第16条 その他広告掲載について必要な事項は、市会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月2日から施行する。

別表

|     |                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 委員長 | 総務課長                                                                        |
| 委 員 | 担当課長（秘書）<br>議事課長<br>調査課長<br>担当課長（法制・情報等）<br>総務課課長補佐（経理・情報）<br>その他委員長の指名する職員 |